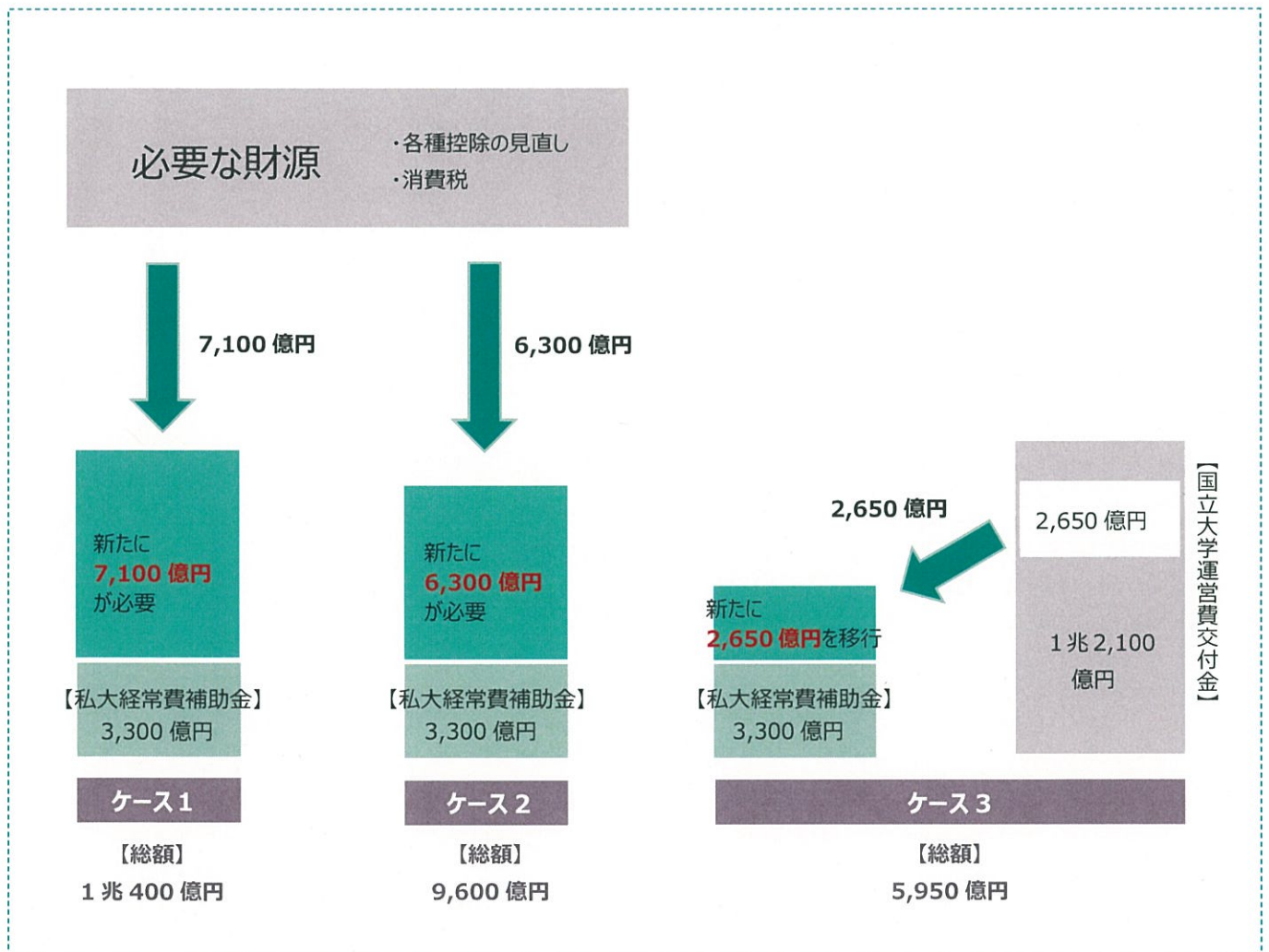


新たな方策. 高等教育費にかかる新たな公財政支出のあり方

方策 1. 学生の「教育」にかかる経常的経費の国私間格差を是正する場合

- ケース 1 : 私立大学の「教育」にかかる学生一人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数 61 万人強に対し約 6,050 億円）と仮定し、その 2 分の 1 を国費で負担する
- ケース 2 : 私立大学の経常的経費（約 3 兆 2,000 億円）のうち「教育」にかかる経費を 60%と仮定し、その 2 分の 1 を国費で負担する
- ケース 3 : 国立大学と私立大学の「教育」にかかる経費への公財政支出（約 9,350 億円〔6,050 億円 + 3,300 億円〕）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（2 : 7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は 2 分の 1 を国費負担）とする

※ 国立大学の学生向け教育費を国立大学運営費交付金等（約 1 兆 2,100 億円）の約 50%として推計

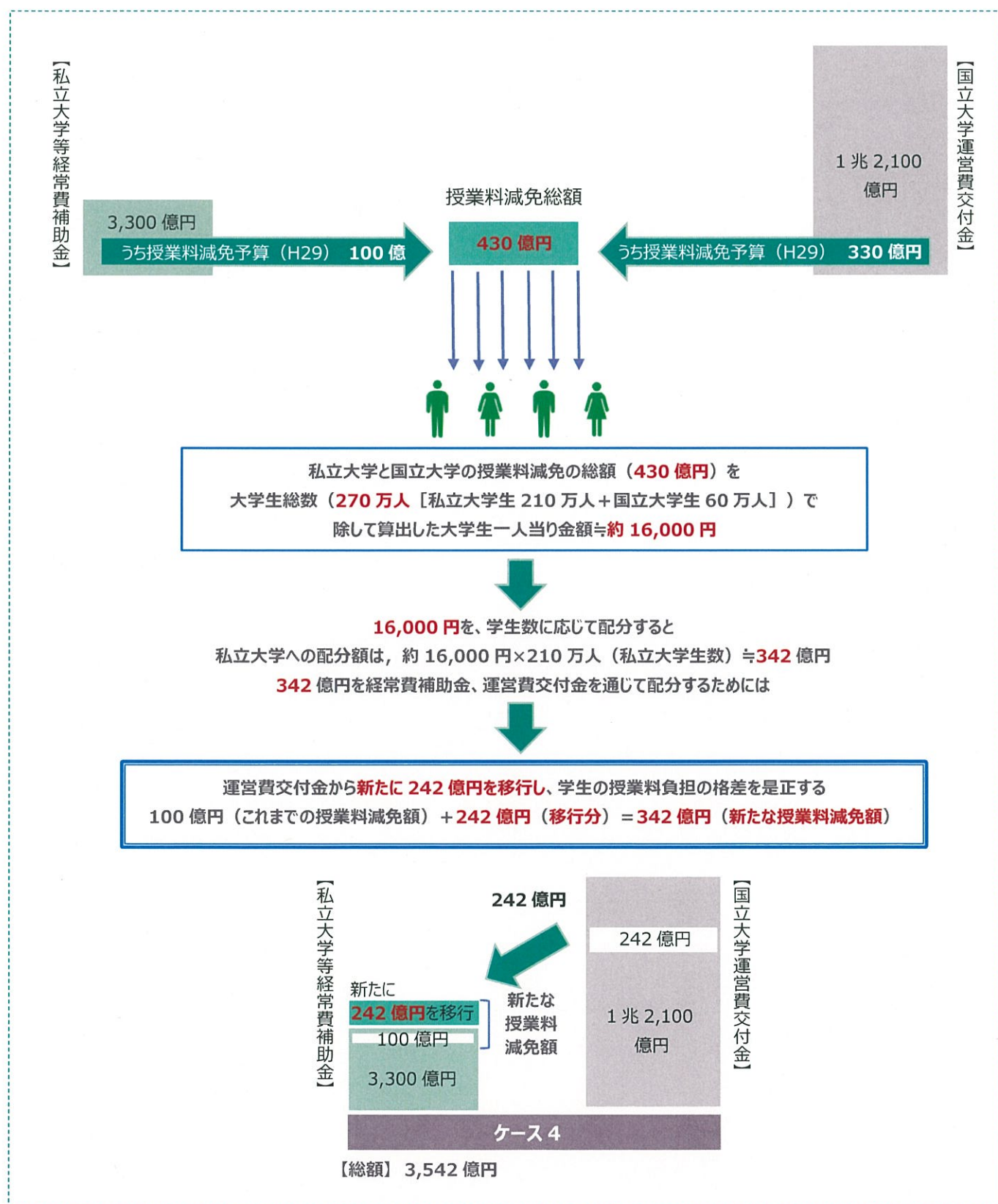


新たな方策. 高等教育費にかかる新たな公財政支出のあり方

方策 2. 学生の「授業料減免」にかかる国私間格差を是正する場合

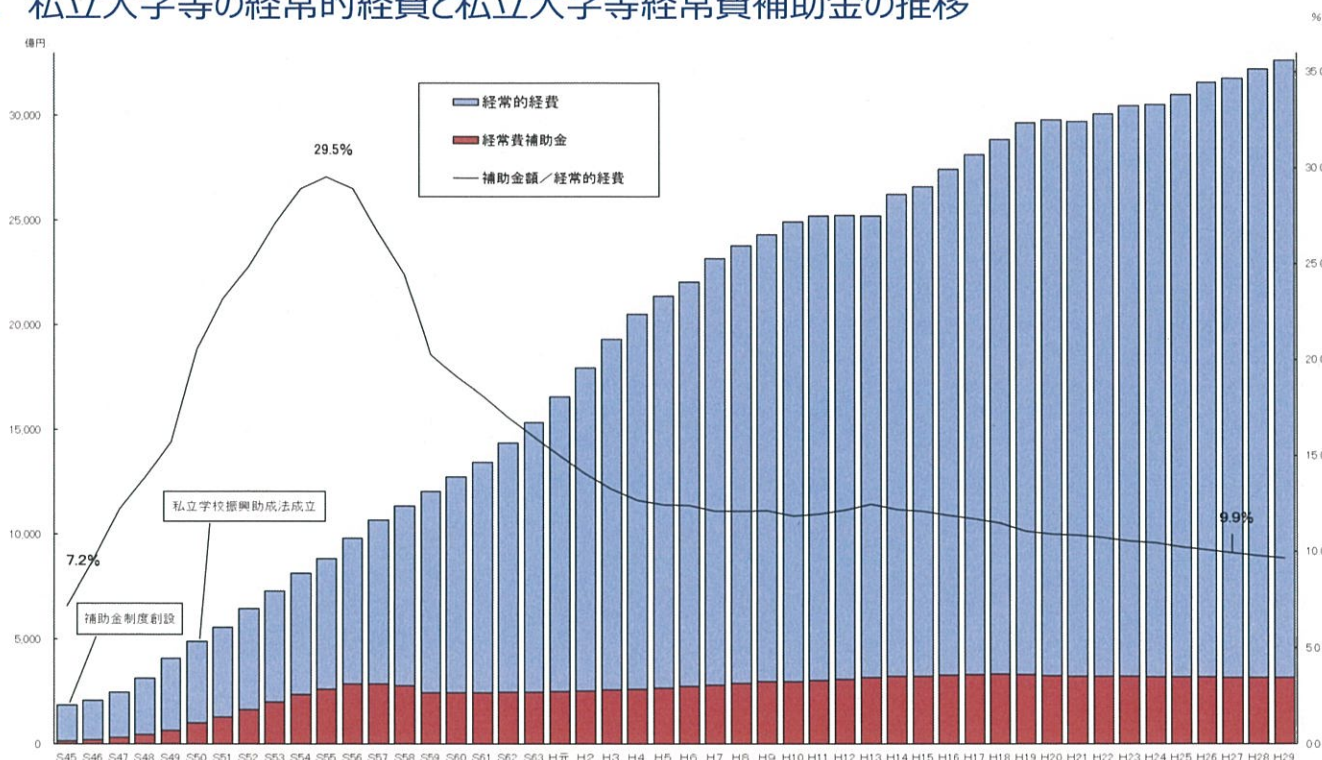
国立大学の学生は私立大学の学生に比して、授業料が低いうえに「授業料減免制度」による手厚い公的補助を受けており、国私間の学生の修学支援に大きな格差が生じています。

ケース 4 : 私立大学等経常費補助金並びに国立大学運営費交付金により措置される授業料減免制度について、その総額を学生数で割った金額を私立大学と国立大学の学生数に応じて均等に配分する



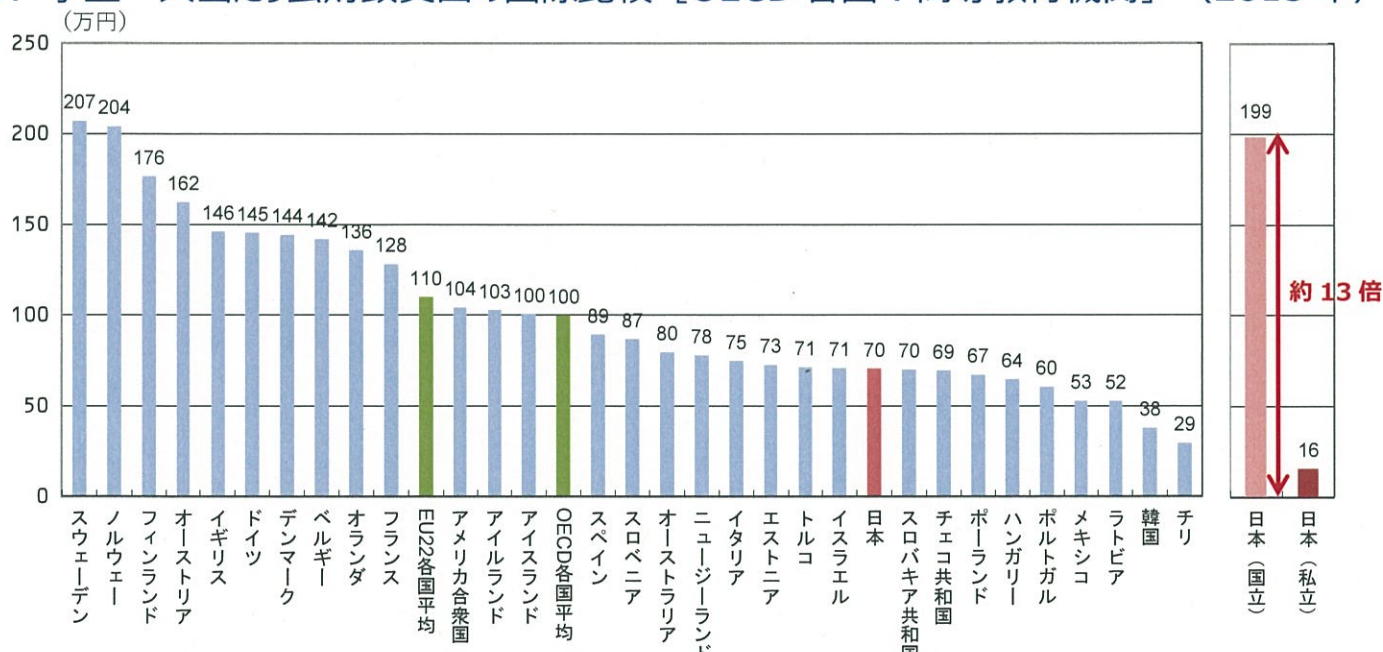
大学進学のお機曾均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために

1. 私立大学等の経常的経費と私立大学等経常費補助金の推移



○ 私立大学等経常費補助金（私学助成）における補助割合は、私立学校振興助成法（附帯決議）において「速やかに2分の1とする」とされたにもかかわらず、昭和55年度（29.5%）をピークに減り続け、平成27年度は9.9%へと減少の一途をたどっています。平成28年度は、さらに減少することが見込まれます。

2. 学生一人当たり公財政支出の国際比較 [OECD 各国：高等教育機関] (2013年)

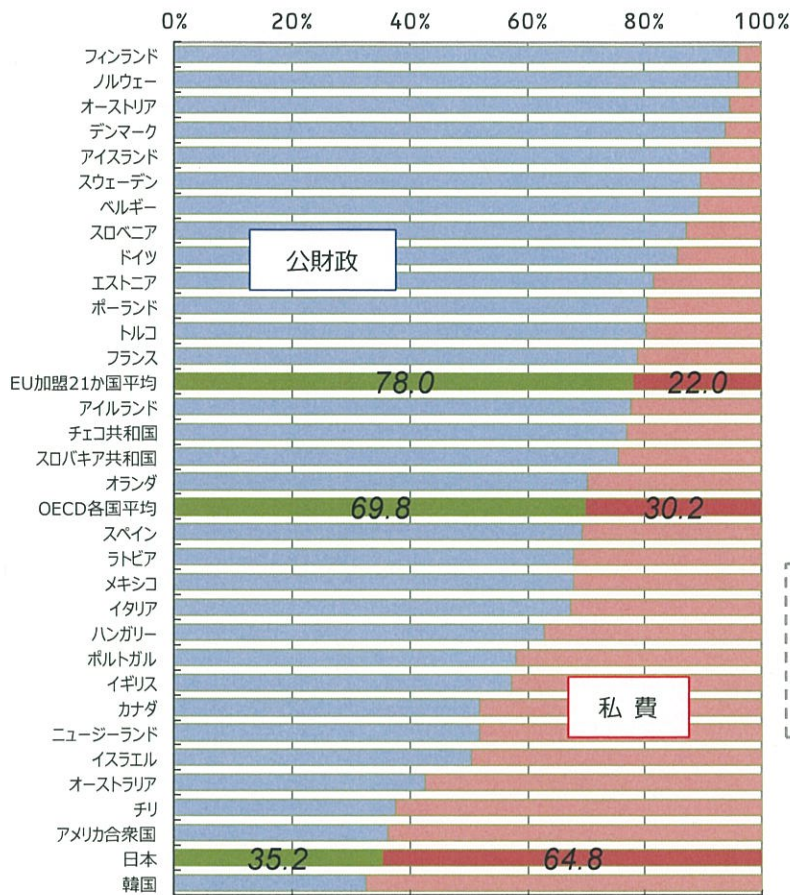


出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケータ（2016年版）より作成（2013年データ）
 ※OECDは、日本の公的・私的機関別の学生一人当たり公財政支出は公表していない。そのため、国立大学については、各法人の『財務諸表付属明細書』（平成27年度）における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細（施設費の明細・補助金等の明細）」を合計し作成、私立大学については、『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成28年度）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計から「地方公共団体補助金」を除いて作成。
 ※OECDのデータは各国通貨による算定結果を購買力平価（PPP）で米ドル換算したものであり、その額に日本のPPPLレート(102.74円)を掛けて円に換算した。

○ 日本における大学生一人当たりの公財政支出額は年間70万円で、OECD各国平均の100万円を大きく下回ります。ただし、公財政支出を国立・私立で比較した場合、国立大学は199万円で、OECD各国で最も高い水準となります。一方、私立大学はわずか16万円で、国立大学の約13分の1であり、OECD各国の中で最下位です。国私間の格差を是正した上で、公財政支出の水準を高める必要があります。

大学進学のお機曾均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために

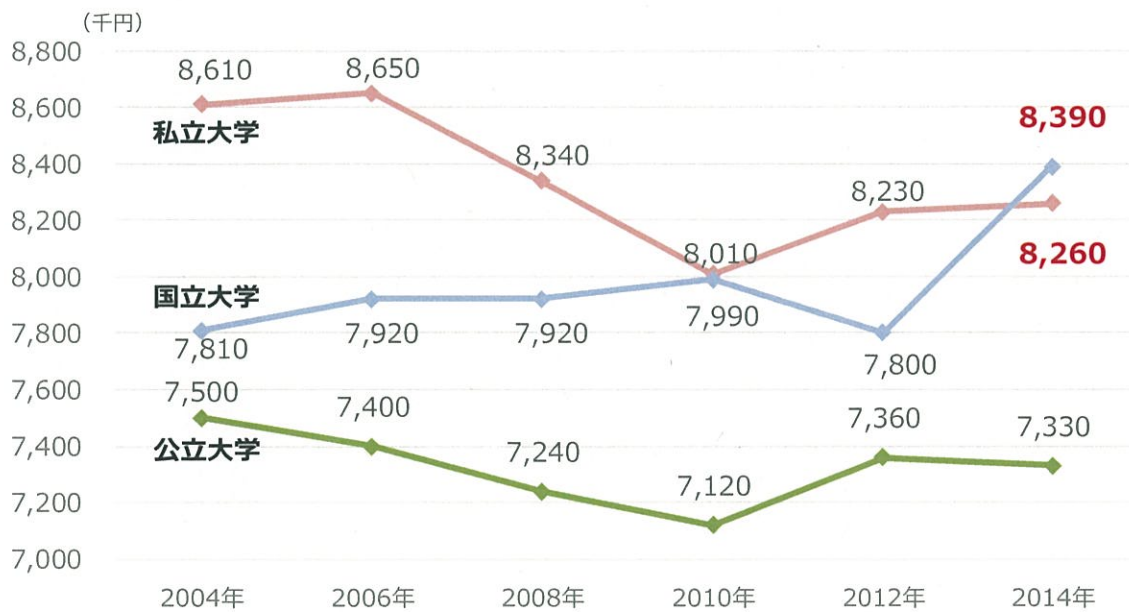
3. 教育支出の公私負担割合 [OECD 各国：高等教育段階] (2013 年)



○ わが国は、OECD 各国の中でも、“授業料が極めて高額で、学生支援体制が未整備の国”と位置づけられています。高等教育に対する新たな恒久財源を創出し重点的に投資する必要があります。

出典：OECD「図表でみる教育」OECD インディケータ（2016 年版）より作成（2013 年データ）

4. 家庭の年間平均収入額



出典：日本学生支援機構「平成 26 年度学生生活調査」より作成

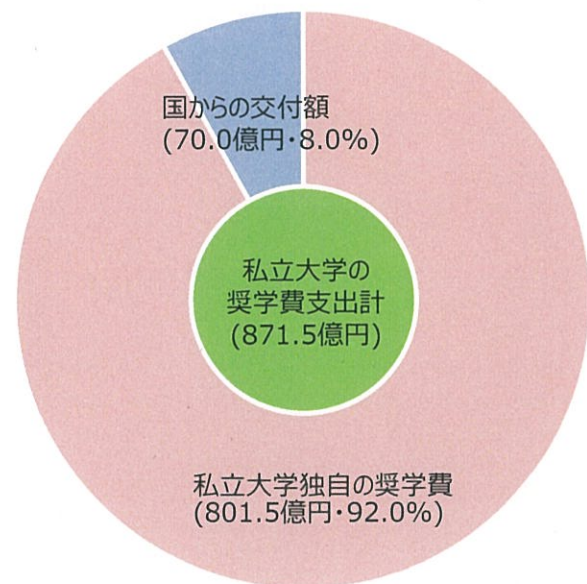
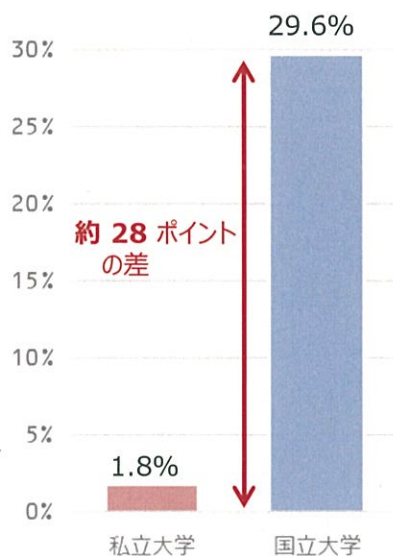
○ いまや、国立大学生の家庭の年間平均収入額（839 万円）は、私立大学生の家庭の年間収入額（826 万円）を上回っています。

大学進学機会均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために

5. 学生に対する経済支援の国私間格差

(1) 授業料減免を受けられる学生の割合 (2014年)

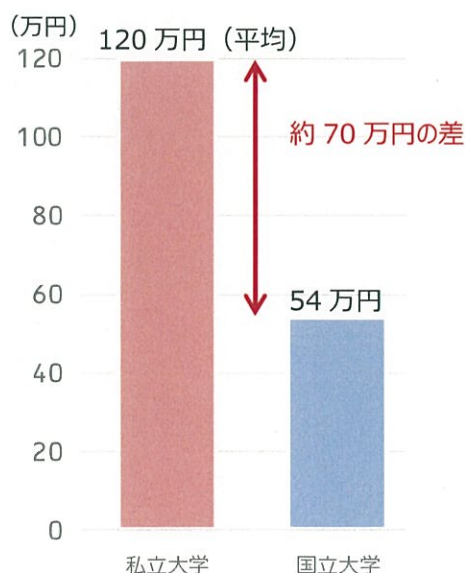
(2) 私立大学の奨学費支出に占める国費の割合 (2015年)



出典：『平成 28 年度今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成 27 年度資金収支計算書）等をもとに作成

- 私立大学は学生数約210万人のうち約3.8万人（1.8% [平成26年度実績]）の学生しか授業料減免の補助対象となっていないにもかかわらず、国立大学は学生総数約61万人のうち延べ人数で約18.1万人（29.6% [平成26年度実績]）の学生が免除されています。
- そのため、私立大学は、独自の奨学金制度を創設し、学生の経済的支援を行っていますが、国からの支援は、私立大学の奨学費支出計871.5億円のうち、70.0億円（8.0%）に過ぎません。

6. 授業料等 (2017年)



	(平均)
文科系	100万円
理工科系	138万円
医歯科系	512万円
薬科系	184万円
その他系	120万円

私立大学については私立大学（昼間部）の「授業料」「施設設備費」「その他（実験・実習・体育費、教育充実費特別納付金等）」の合計、国立大学については授業料（標準額）

出典：私立大学の授業料については、日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査（平成 29 年度入学生）」より作成

- 私立大学の授業料等は約 120 万円（平均）で、国立大学とは約 70 万円の差があります。これは、実質的には、国立大学生に国がその差額相当分の給付奨学金を措置していることにほかなりません。